

## 生活習慣病管理料（Ⅱ）算定についてのお知らせ

当院におきまして令和 6 年 6 月より脂質異常症、高血圧症又は糖尿病の 3 疾患に対して、従来の特定疾患療養管理料より変更し生活習慣病管理料（Ⅱ）を算定させていただきます。

**施設基準要件：**生活習慣病管理を行うにつき必要な体制を整備、28 日以上長期の処方及びリフィル処方に対応可能とする。糖尿病の場合、年 1 回眼科医の診察を受けることと、歯周病予防のため歯科の受診を行うことを推奨する。

**療養計画書：**服薬、運動、休養、栄養、喫煙及び飲酒等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行う旨を記した、療養計画書を患者に手渡すとともに指導内容を丁寧に説明する。療養計画書は患者又はその家族より求めがあったときは随時交付する。

**包括項目：**生活習慣病管理料（Ⅱ）算定の場合、外来管理加算、処方箋料などは包括となる。

令和 6 年 5 月吉日

つじもと内科・循環器内科 院長 辻本豪